



福島医発第 629 号 (地)

令和元年 5 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

学校における働き方改革に関する取組の徹底について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、文部科学省では本年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)」(以下、「答申」という) が取りまとめられ、3 月 18 日に学校における業務改善及び勤務時間管理等の対応について各都道府県教育委員会等に対し通知されております。

今般、特に学校における一層の労働安全衛生管理の充実について都道府県教育委員会等に通知した旨、別添のとおり文部科学省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本通知では、(1) 教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことの無いよう労働安全衛生の観点から必要な環境を整備し、速やかに法令上求められている体制の整備を行うこと、及び(2) 働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、産業医・産業保健機能の強化が図られ健康管理に係る取組がより一層求められていることから、教師の健康管理に当たっては教育委員会と各地域の医師会等との連携が非常に重要であるとしております。

また、文部科学省では改正労働安全衛生法等の内容を踏まえ、『学校における労働安全衛生管理体制の整備のために』のリーフレットを改訂し各学校の設置者に対して周知しており、その中でも「教育委員会で産業医の要件を備えた医師等を採用し、複数の公立学校の職員の健康管理を担当させる等の取組も有効である」との記載があります。

これらの内容については、日本医師会横倉義武会長が委員を務められていた文部科学省の

中央教育審議会の学校における働き方改革の議論の中で、

- ・教職員の健康を守るため産業医の重要性は高い
- ・学校医と産業医・健康管理医では職務内容が異なり兼任はできない
- ・教職員数 50 人未満の小規模校については、学校ではなく設置者である教育委員会に嘱託産業医を置いて対応すべき

と繰り返し意見を述べてきたことで実現に至ったものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、管内市町村教育委員会等より相談及び依頼があった際にはご対応いただきますようよろしくお願いします。

【添付資料】

別添① 文部科学省初等中等教育局財務課および健康教育・食育課から日本医師会宛事務連絡（平成 31 年 3 月 29 日付）

別添② 文部科学省初等中等教育局財務課長および健康教育・食育課長から都道府県および指定都市教育委員会教育長宛通知文書（平成 31 年 3 月 29 日付）

別添③ 「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第 3 版）」に関する関係者宛事務連絡（平成 31 年 3 月 29 日付）

日医発第77号(健 I 29)
平成31年4月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

学校における働き方改革に関する取組の徹底について

平素、本会会務、就中、学校保健事業並びに産業保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」という）が取りまとめられ、3月18日に学校における業務改善及び勤務時間管理等の対応について各都道府県教育委員会等に対し通知したところであります。この度、特に学校における一層の労働安全衛生管理の充実について都道府県教育委員会等に通知した旨、文部科学省より本会に対し連絡がありました【別添①】。

その内容は、(1)教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことの無いように労働安全衛生の観点から必要な環境を整備し速やかに法令上求められている体制の整備を行うこと。

(2)働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、産業医・産業保健機能の強化が図られ健康管理に係る取組がより一層求められていることから、教師の健康管理に当たっては教育委員会と各地域の医師会等との連携が非常に重要である、というものです【別添②】。

また、文部科学省では改正労働安全衛生法等の内容を踏まえ、『学校における労働安全衛生管理体制の整備のために』のリーフレットを改訂し各学校の設置者に対して周知しており、その中でも「教育委員会で産業医の要件を備えた医師等を採用し、複数の公立学校の職員の健康管理を担当させる等の取組も有効である」との記載があります【別添③】。

これらの内容については、本職が委員を務めていました文部科学省の中央教育審議会の学校における働き方改革の議論の中で、

- 教職員の健康を守るため産業医の重要性は高い
- 学校医と産業医・健康管理医では職務内容が異なり兼任はできない
- 教職員数50人未満の小規模校については、学校ではなく設置者である教育委員会に嘱託産業医を置いて対応すべき

と繰り返し意見を述べてきたことで実現に至ったものです。

つきましては、別添の資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに関係の郡市区医師会を通じ、会員への周知方、よろしくお願いします。

なお、本件につきましては、文部科学省より通知において各都道府県教育委員会等に対して連絡していることを申し添えます。

今回送付します資料の構成は、以下のとおりであります。

記

【別添資料】

別添① 文部科学省初等中等教育局財務課および健康教育・食育課から本会宛事務連絡（平成31年3月29日付）

別添② 文部科学省初等中等教育局財務課長および健康教育・食育課長から都道府県および指定都市教育委員会教育長宛通知文書（平成31年3月29日付）
※この文書中で言及されている別添資料については省略

別添③ 「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）」に関する関係者宛事務連絡（平成31年3月29日付）

以上

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

公益社団法人日本医師会 御中

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 財 務 課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における働き方改革に関する取組の徹底について

平素より大変お世話になっております。

文部科学省では、平成 29 年 6 月 22 日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年 12 月 26 日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、取組を進めてきたところです。

本年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」といいます。）が取りまとめられ、平成 31 年 3 月 18 日に学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る今後の対応について、各都道府県教育委員会等に対し通知したところですが、この度、特に学校における一層の労働安全衛生管理の充実について別添のとおり通知しました。

教師の心身の健康維持の観点からは、業務量の削減も喫緊の課題ではありますが、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことの無いようにするため、労働安全衛生の観点から必要な環境を整備することが必要であり、答申においても、速やかに法令上求められている体制の整備を行うこと等の必要性があげられているところです。また、今般の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働安全衛生法の改正により、産業医・産業保健機能の強化が図られるとともに、医師による面接指導の要件を見直すなど、労働者の健康管理に係る取組がより一層求められています。

教師の健康管理に当たっては、教育委員会と各地域の医師会等との連携が非常に重要であることから、貴会におかれては、内容を御了知の上、貴会会員方に対しても本件につき周知くださいますようお願いいたします。なお、貴会に対し協力を依頼することについては、通知において各都道府県教育委員会等に対しても連絡していますので、申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 企画調整係
電話 03-5253-4111（内線 4950）



【別添②】

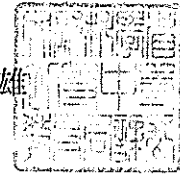
30 初健食第 30 号

平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局財務課長

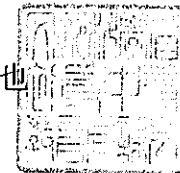
合 田 哲 雄



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三 谷 卓 也



(印影印刷)

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について（通知）

平成 31 年 1 月 25 日に中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」という。）を受けた学校における働き方改革に関する取組の徹底については、別添①のとおり通知したところですが、答申においては、別添②のとおり、学校における労働安全衛生管理の必要性についても言及されているところです。

これまでも文部科学省では、「公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査について（結果）」（平成 30 年 12 月 20 日付け 30 初健食第 24 号。以下、「調査結果」という。）において、公立学校及び学校給食調理場（以下、「公立学校等」という。）における労働安全衛生管理体制等の整備状況についてお知らせし、関係法令の周知徹底を図るとともに、公立学校等における労働安全衛生対策に万全を期していただくよう通知したところですが、答申も踏まえ、下記の点に留意し、一層の労働安全

衛生管理の充実に努めていただくようお願いします。

また、調査結果において、一部自治体より数値の差替がありましたので、別添③のとおり改めて修正後の調査結果をお知らせするとともに、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353639.htm）において、各都道府県における学校種ごとの整備率についても掲載しておりますので、労働安全衛生管理体制の整備にあたって参照くださるよう、お願いします。

なお、文部科学省としては、別途、最新の状況を踏まえた啓発資料を作成・配布し、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の情報を周知したり、勤務環境の改善事例等について周知するなどの取組を進めるとともに、教育委員会と医師会等との連携が一層図られるよう、日本医師会に対しても引き続きの協力を依頼するほか、各都道府県教育委員会及び各市町村教育委員会における取組状況についても定期的にフォローアップする予定としています。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

- 1 労働安全衛生法により学校の規模に応じて義務付けられている労働安全衛生管理体制の未整備や医師による面接指導、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の未実施等は法令違反であり、学校の設置者は速やかに法令上求められている体制の整備等を行う必要があること。また、法令により義務付けられた定期健康診断の結果に基づく適切な事後措置を確実に行われたいこと。なお、教職員の保健管理に係る費用については、地方財政措置が講じられているところであり、労働安全衛生管理体制の整備等にあたって適切に活用されたいこと。
- 2 答申において、法令上の義務が課されていない学校においても、学校の設置者は可能な限り法令上の義務が課されている学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実に努めるべきであるとされたことを踏まえ、各教育委員会において適切に取り組まれたいこと。

その際、今般の労働安全衛生法等の改正により、長時間労働やメンタルヘルス不

調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医・産業保健機能の強化が図られたことを踏まえ、例えば産業医の選任義務が無い規模の学校についても、教師の健康管理を担当する医師等を置いている場合には、医師等が産業医学の専門的な立場から、教師一人一人の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備することが考えられるほか、そうした医師を置いていない場合にも、教育委員会として産業医の資格を持つ医師を選任し、域内の学校の教職員の健康管理等を行わせるといった工夫が考えられること。また、例えば学校医や管理職がその業務において教師の健康上の懸念点を発見した際に適切な専門医等との連携が取れるような環境を整えられたいこと。

さらに、ストレスチェックの実施についても、制度の趣旨を踏まえ、その結果に基づく面接指導の実施や結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置を含め、全ての学校において適切に実施されるよう取り組まれたいこと。

- 3 各教育委員会は、教職員への研修等を通じて、心身の健康保持の重要性やそのための方策、相談を受ける際の傾聴法等について理解を深められるようにするとともに、学校の管理職と協働して、職場における各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境の整備など、各学校における必要な対策を講じられたいこと。
- 4 労働安全衛生管理体制の整備を行うだけでなく、これらの整備された体制が適切に機能することが重要であり、教育委員会の関係部局と学校がより緊密に連携して取り組まれたいこと。なお、文部科学省において、学校における労働安全衛生管理体制整備の際の留意点（別添④）を作成するとともに、労働安全衛生管理の充実に係る教育委員会の施策例（別添⑤）をとりまとめたほか、公立学校共済組合において、健康相談事業に関するリーフレット（別添⑥）が作成されているので、適宜参考にされたいこと。

【別添資料】

別添① 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成 31 年 3 月 18 日 30 文科初第 1497 号）

別添② 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）＜労働安全衛生関係部分抜粋＞

別添③ 公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査結果（修正）

別添④ 学校における労働安全衛生管理体制整備の際の留意点

別添⑤ 労働安全衛生管理の充実に係る教育委員会の施策例

別添⑥ 公立学校共済組合健康相談事業リーフレット

《本件担当》

(通知全般、労働安全衛生管理体制の整備について)

初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 4950

(教職員のメンタルヘルス対策について)

初等中等教育局財務課教育公務員係

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 2588

(公立学校共済組合について)

初等中等教育局財務課公立共済係

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 3747

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県・指定都市教育委員会労働安全衛生主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文 部 科 学 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）」について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「新安衛法」という。）等の内容等については、平成30年10月12日付け30初健食第23号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について（通知）」及び平成31年2月12日付け30初健食第29号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法の解釈等について（通知）」等によりお知らせしたところですが、この度、新安衛法等の内容を踏まえ、標記リーフレットを別添の通り改訂いたしました。

つきましては、本リーフレットも適宜活用いただきながら、学校における労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。なお、本リーフレットについては、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1324759.htm）においても公表しております。

各都道府県教育委員会労働安全衛生主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課においては所轄の学校法人に対して、各国立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、各公立大学法人担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課及び独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においてはその設置する学校（専修学校

を含む。) に対して, 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社に対して, 各都道府県専修学校各種学校主管課及び各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課においては所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して, 都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課並びに所轄の認定こども園に対しても, このことについて周知されるようお願いします。

【別添資料】

別添：学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第 3 版）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
電話：03（6734）4950（直通）

学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために（第3版）

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～



平成31年4月



文部科学省

労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反。 学校の設置者は、法令上求められている体制整備を！

学校における
労働安全衛生
管理体制の整備



教職員が教育活動
に専念できる適切
な労働環境の確保



学校教育全体
の質の向上

1 学校において求められる労働安全衛生管理体制

(1) 教職員50人以上の学校で選任・設置を要するもの

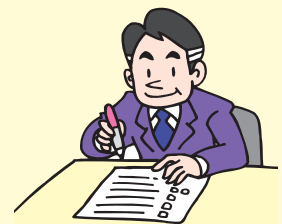
◆衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者

(衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から、原則その学校に専属の者を選任)

- 少なくとも週1回学校を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

＜職務の具体的事項の例＞

- ・健康に異常のある者の発見及び処置
- ・作業環境の衛生上の調査、作業条件・施設等の衛生上の改善
- ・衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項 等



◆産業医：産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者

(医師のうち、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任※¹)

- 健康診断・面接指導の実施、作業環境の維持管理等の教職員の健康管理※²等を行う。
- 教職員の健康確保のため必要があるときは、学校の設置者に対し、教職員の健康管理等について必要な勧告を行うことができる。※³
- 少なくとも月1回※⁴学校を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

※¹ 全ての学校に必置となっている学校医に加えて、選任が必要。(学校医と兼任することも可能だが、厚生労働大臣が定める研修修了する等の要件を備えた者である必要がある)

※² 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、産業医を選任した事業者(学校の設置者)は、産業医に対し、労働者の労働時間や労働環境等、労働者の健康管理を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととされた。

※³ 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、学校の設置者が勧告を受けたときは、勧告の内容及び勧告を踏まえて講じた措置の内容を、記録・保存するとともに、その内容を衛生委員会に報告しなければならないこととする等とされた。

※⁴ 学校の設置者から月1回以上、衛生管理者の巡視の結果等の所定の情報の提供を受け、学校の設置者から同意を得ているときは、少なくとも2月に1回

◆衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

（校長、衛生管理者、産業医等で構成）

＜調査審議事項の具体的な例＞

- ①教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策
 - ②長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策
 - ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策
- 等



（2）教職員10～49人の学校で選任を要するもの

◆衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

（一定期間衛生の実務に従事した経験を有する者等から選任）

- 衛生管理者の選任を要する学校以外の学校のうち、教職員10人以上の学校では、衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させなければならない。

＜職務の具体的事項の例＞

- ・施設、設備等の点検及び使用状況の確認
 - ・作業環境、作業方法の点検
 - ・健康診断及び健康の保持増進のための措置
 - ・衛生教育に関すること
- 等



◆産業医の選任義務のない学校の教職員の健康管理について

- 教育委員会等の学校の設置者は、産業医の選任義務のない教職員49人以下の学校においても、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師や保健師に教職員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

この場合、各校ごとに医師を選任するのではなく、教育委員会で産業医の要件を備えた医師等を採用し、複数の公立学校の職員の健康管理を担当させる等の取組も有効である。

（3）学校における面接指導体制の整備

- 以下の2つの場合、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を行う必要があり、その体制整備^{※5}が求められている。
 - ・週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合^{※6}
 - ・心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた場合
- 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については、面接指導等を行うよう努める必要がある。

※5 なお、平成30年の労働安全衛生法等の改正により、新たに教職員の労働時間の状況をタイムカード等の客観的な方法等で把握するとともに、週40時間を超える労働時間が月80時間を超えた労働者に対し、当該超えた時間に関する情報を通知することが義務付けられた。

※6 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、長時間労働者への医師による面接指導の要件が変更された。

(4) ストレスチェックの実施

- ・医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を年に1度実施することが学校の設置者に義務付けられている。^{※7}
- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された労働者から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による面接指導を実施しなければならない。
- ・その結果、学校の設置者は医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮等適切な就業上の措置を講じなければならない。
- ・学校の設置者は、検査を行った医師等に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させ、必要に応じて、適切な措置を講じる。^{※8}

※7 教職員数50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。

※8 ストレスチェックの集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましい。

2 学校における労働安全衛生管理体制の改善方策

体制整備が進まない主な要因

関係法令等の認識不足

有資格者の不在

財政的な事情



改善方策の例

現場の意識改革

既存の人材・組織の有効活用

教育委員会や管理職のリーダーシップ

既存の人材・組織の有効活用例

◆衛生管理者・衛生推進者／産業医◆

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等／産業医資格を持つ学校医）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能^{※9}

※9 このことは、衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

◆衛生委員会◆

必要な委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会と併用することにより、比較的簡単に体制の整備が可能

労働安全衛生管理の推進のためには体制整備後の実践も重要
職場全体で協力し、適切な労働環境の確保を！

3

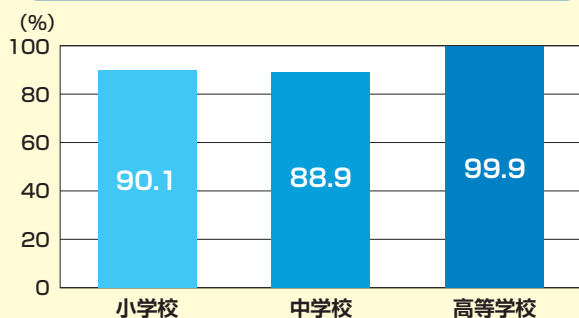
公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況

特に小学校・中学校における整備率が低い水準
市町村教育委員会をはじめとして早急な対応が必要！

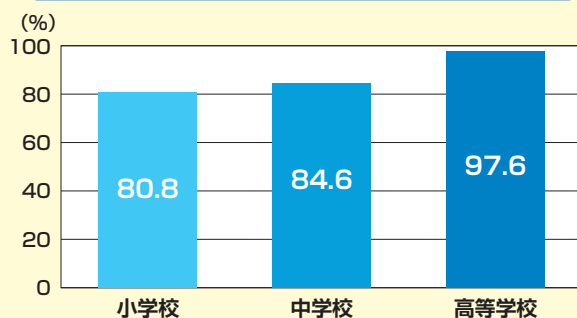
※ 平成29年5月1日現在（文部科学省調べ）

※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合

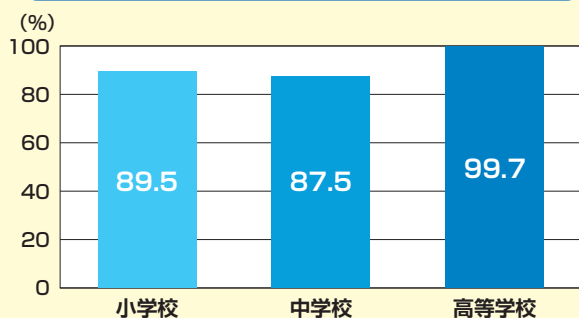
衛生管理者の選任率



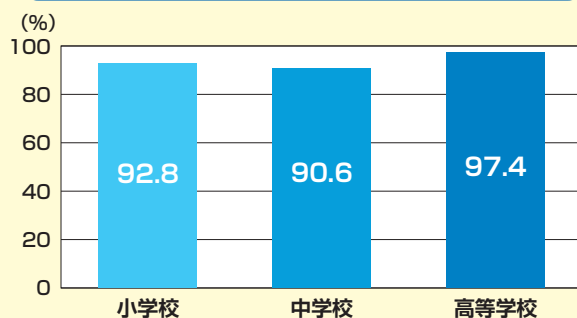
産業医の選任率



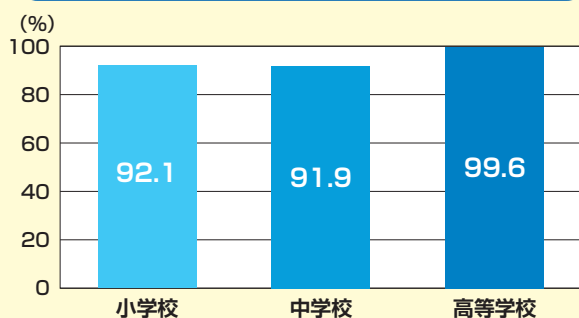
衛生委員会の設置率



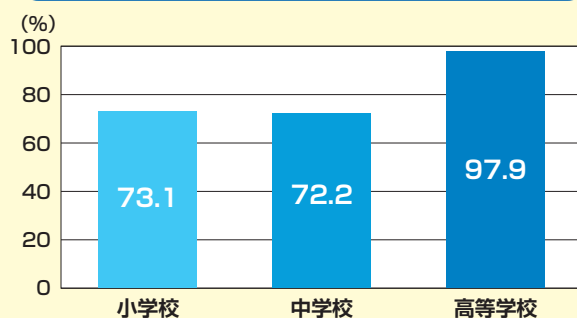
衛生推進者の選任率



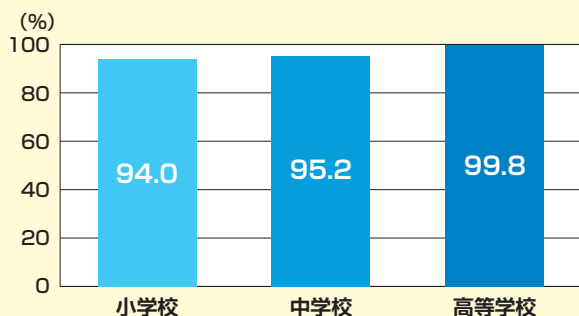
面接指導体制の整備状況(50人以上)



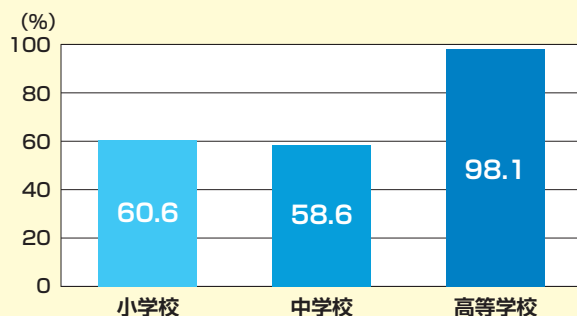
面接指導体制の整備状況(50人未満)※10



ストレスチェックの実施状況(50人以上)



ストレスチェックの実施状況(50人未満)※11



※10 週40時間を超える労働が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合に、教職員の申出を受けて行う面接指導の実施は、学校の規模に関わらず義務付けられている。

※11 教職員数50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。



学校における労働安全衛生管理体制 の整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～

(連絡先) 文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線 4950)